

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 輸出貿易管理令の一部改正

一 経済産業大臣の輸出の許可を要する貨物として、雷管の部分品等を追加する等所要の規定の整備を行うこと。
(別表第一関係)

二 麻薬及び向精神薬等の輸出について承認を要しないものとする等所要の規定の整備を行うこと。
(別表第二関係)

三 輸出貿易管理令別表第一の一六の項に掲げる貨物の中央アフリカを仕向地とする輸出について、銃砲等の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある特定の場合等に経済産業大臣の許可を要することとする。
(別表第三の二関係)

第二 附則

一 この政令は、公布の日から施行するものとする。ただし、別表第一及び別表第三の二の改正規

定は、平成二十六年九月十五日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

(附則第二項関係)